

JIS

アクセシブルデザインー消費生活用製品の アクセシビリティ評価方法

JIS S 0020 : 2018

平成 30 年 2 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	鎌田 実	東京大学
(委員)	荒木 薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	長田 信一	公益財団法人テクノエイド協会
	倉片 憲治	早稲田大学
	越野 滋夫	公益社団法人日本包装技術協会
	鷺坂 和美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	中川 昭夫	神戸学院大学
	二瓶 美里	東京大学
	根村 玲子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	畠中 順子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	平野 澄子	主婦連合会
	藤本 浩志	早稲田大学
	三浦 晃史	公益社団法人日本介護福祉士会
	宮田 恵子	一般財団法人日本消費者協会
	森川 美和	公益財団法人共用品推進機構
	山際 淳	日本生活協同組合連合会
	山澤 貴	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会
	山本 澄子	国際医療福祉大学
	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 30.2.20

官 報 公 示：平成 30.2.20

原案作成協力者：公益財団法人共用品推進機構

(〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町 2-5-4 OGA ビル TEL 03-5280-0020)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 鎌田 実)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 消費生活用製品アクセシビリティ評価基準表	2
4.1 一般	2
4.2 構成	2
5 評価	3
5.1 評価方式	3
5.2 評価手順	3
附属書 A (参考) 消費生活用製品アクセシビリティ評価基準表	4
附属書 B (参考) 参考文献	36
解 説	37

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

アクセシブルデザイン— 消費生活用製品のアクセシビリティ評価方法

Accessible Design— Assessment method of accessibility of consumer products

序文

この規格は、高齢者及び障害のある人々を含むより多くの人が満足する消費生活用製品の普及などを目的とし、消費生活用製品のアクセシビリティ評価方法について規定したものである。この規格で規定する評価基準は、**JIS Z 8071** で規定されている心身機能特性に基づいており、評価方式、評価手順などは消費生活用製品のアクセシビリティへの配慮を規定した規格を活用している。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、消費生活用製品のアクセシビリティ評価方法について規定する。

なお、この規格に基づく評価結果の想定利用者には、消費生活用製品を使用する消費者、及び消費生活用製品を仲介・購入する流通業者、宿泊施設・住宅・高齢者施設などの設計者又は運営者並びに公共調達の関係者を含む。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 8071 規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 8071** によるほか、次による。

3.1

消費生活用製品 (consumer product)

業務用ではなく個人用として、個人が入手し使用することを意図した製品 (**JIS S 0011:2013** 参照)。

3.2

評価製品 (product for assessment)

この規格のアクセシビリティ評価に基づいて評価をする消費生活用製品。

3.3

情報表示 (informational indication)

消費生活用製品自体又はその附属物に付随し、消費生活用製品を使用するために必要な情報をユーザー